



しらぎくちゃん
塩竈市
西部包括イメージ
キャラクター

月刊

西部包括新聞 1月号

令和4年 1月号 (第19号)
発行：塩竈市西部地区地域
包括支援センター
塩竈市清水沢1丁目12-2
電話：022 (367) 0414
FAX：022 (349) 9763

新年 あけましておめでとございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

まぜってみっぺし コーナー

「体験しよう！地域包括ケアシステム」

令和3年12月11日開催



実際のケアプランを見ながらケアマネジャーに相談

まんがで知ろう介護保険！
予想外の好評をいただきました。



相談コーナーでゆっくりケアマネジャーに相談



今年の地域活動や地域の事業所のパンフレットを展示



電動車いすなど最新の福祉用具を体験！
小さなお子さんも興味津々♪



麻痺がある方などが使う自助具も展示

イーハートース通信

シリーズ
権利擁護⑬

『合理的配慮について』

「障害者差別解消法」(正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)にある「合理的配慮」は、障害のある人から、社会にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応が求められるものです。

西部地区事業所連絡会

12月は「障がい者福祉相談支援センター しおーも」の菅井さんと根本さんをお招きし、顔の見える関係性を作るための交流会をしました。



生活支援コーディネーター 佐藤 雅子



1月
2月の予定

《認知症サポーター養成講座》

令和4年1月21日 (金) 14:00~15:30
2月16日 (木) 14:00~15:30

《昔語りの会》

令和4年1月26日 (木) 14:00~15:30
2月22日 (火) 14:00~15:30

冬場は日が短いので時間は14:00~15:30といたします。

※開催場所はどちらも『西部包括』支援センターです。

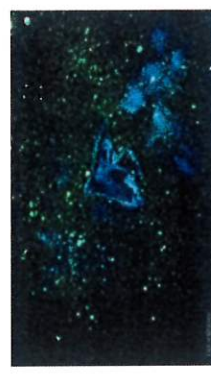
＜合理的配慮の具体例＞

- 障害のある人の障害の特性に応じて、座席を決める
- 障害のある人から、「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられた時、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く
- 意思を伝えあうために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う
- 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する

重すぎない負担がある時でも 障害のある人に、なぜ負担が重すぎないのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い理解を得るように努めることが大切です。

地域包括支援センターは福祉の総合相談窓口です。いつでもお気軽にご連絡ください。

社会福祉士 伊藤 信子



よだかの星/宮沢賢治

※「西部包括新聞」のバックナンバーをご希望の方は、ご連絡ください。